



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 5 7 号 令和 7 年 8 月 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 9 4	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
3 9 5	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
3 9 6	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
3 9 7	同	同
3 9 8	森林管理重点地域の指定が失効した件	森林土木・保全課
3 9 9	同	同
4 0 0	同	同
4 0 1	道路の区域を変更する件	高規格道路課
4 0 2	同	同
4 0 3	道路の供用を開始する件	同

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
1 2	中央病院長印を改刻した件	
1 3	特定調達契約について一般競争入札の相手方を決定した件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
6 5	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
6 6	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
6 7	徳島県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件	

【徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1	参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程の一部を改正する件	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
2	警察官昇任候補者名簿の確定	
3	警察官昇任候補者名簿の失効	

徳島県告示第三百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	止
合同会社プチトマト	徳島市安宅二丁目七番二二 号	プチトマト介護サ ービス	徳島市安宅二丁目七番二二 号	訪問介護	令和七年五月 二十六日	令和七年六月 三十日	
合同会社一華	同 東吉野町二丁目二九 ―四 コーポクリエイト ―〇一 号	ヘルパーステーショ ン一華	同 東吉野町二丁目二九 ―四 コーポクリエイト ―〇一 号	同	同 三十日	同	
株式会社クレア	板野郡藍住町住吉字藤ノ木 八三番地二	クレア・デイサービ スセンター	板野郡藍住町住吉字藤ノ木 八三番地二	通所介護	同 二十二日	同	
東邦セールス株式会 社	徳島市応神町吉成字只津三 七番地一九	介護ショップトーホ ー	同 北島町高房字勝瑞境 三番地一	福祉用具貸与	同 二十三日	同	
同	同	同	同	特定福祉用具 販売	同	同	

徳島県告示第三百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
同	東邦セールス株式会社	同	徳島市応神町吉成字只津三七番地一九	介護予防福祉用具貸与	令和七年五月二十三日	令和七年六月三十日
同		同	板野郡北島町高房子勝瑞境三番地一	特定介護予防福祉用具販売	同	同

徳島県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 勝浦店

勝浦郡勝浦町大字生名字神ノ木二九番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第百十一号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件

）

三 法第八条第一項の規定により勝浦町から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）に沿つた対応を検討すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び勝浦町企画交流課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月一日から同年九月一日まで

徳島県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー論田店

徳島市論田町和太開三八番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第百三十三号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

駐車場の用に供する部分は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。
全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。
古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 防災・防犯対策への協力

大規模地震発生時における津波避難場所の提供等、地域防災力の向上について協力願いたい。

5 騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。
周辺住民の間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。

6 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。
分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

7 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月一日から同年九月一日まで

徳島県告示第三百九十八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の効力が失われた区域

三好市井川町釜谷七二二三の一、七二二三の二、七二三四の一、七二三五の一及び七二三五の二

二 指定の効力が失われた日

令和七年七月三日

徳島県告示第三百九十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の効力が失われた区域

三好市東祖谷落合六。三の二及び六。三の三

二 指定の効力が失われた日

令和七年七月三日

徳島県告示第四百号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域
三好市東祖谷奥ノ井一二八の一
- 二 指定の効力が失われた日
令和七年七月三日

徳島県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名		区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
1 2		鳴門池田		美馬市美馬町字天神二二七番七地先から 同 字谷ヨリ西 一一七番八地先まで	美馬市美馬町字天神二二七番五地先から 同 字谷ヨリ西 一一七番八地先まで	旧	八・六〇・九・八	四八・九
				新		新	一一・二丁一四・四	四八・九

徳島県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 6 7		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
白地州津				三好市池田町西山神田一 九番七地先から 同 七番二地先まで	三	新	一一・五〇二二・六	一九六・二
						旧	五・二丁一四・〇	一九六・二

徳島県告示第四百三三号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	美馬市美馬町字天神一二七番 五地先から 同 字谷ヨリ西一一 七番八地先まで	四八・九	令和七年八月一日

徳島県病院局告示第十二号

徳島県病院局公印規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第四号）第五条第一項の規定により、令和七年八月一日次のように中央病院長印の改刻をした。

令和七年八月一日

徳島県病院事業管理者

北 畑 洋



徳島県病院局告示第十三号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
手術用顕微鏡及び映像録画装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県病院局経営改革課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和七年六月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
日新器械株式会社
徳島県徳島市応神町応神産業団地十二番一
落札金額
七千四百八十万円
- 五 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 六 一般競争入札の公告を行った日
令和七年五月三十日

徳島県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年八月一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類	届出年月日
福山守後援会	松尾泰三	増富義明	徳島市八万町大野二二三・一	福山守 参議院議員	令和七年 六月十七日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
徳島介護福祉政治連盟	西田健人	助石浩章	阿南市見能林町青木二二一・五	令和七年 六月六日
ふるたく貴俊後援会	古宅貴俊	古宅貴俊	鳴門市撫養町木津七九八番地二 リツche鳴門六〇六	令和七年 六月十七日
和田豊一後援会	和田豊一	中畑耕太郎	那賀郡那賀町海川字ナカトヲリ 一一三	令和七年 七月三日

寺下博子後援会	寺下博子	寺下博子	海部郡美波町木岐五五九	令和七年七月七日
---------	------	------	-------------	----------

徳島県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
自由民主党徳島内航海運支部		横手光晴		代表者の氏名	
横手光晴		代表者の氏名		異動事項	
横手光晴		新		異動の内容	
村田泰		旧		異動の内容	
令和七年五月二十六日		異動年月日		異動年月日	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
総合政策懇話会	福山 守	国会議員関係 政治団体の区分	公職の種類		
日本弁護士政治連盟 徳島支部	田中浩三	国会議員関係 政治団体の区分	氏名		
日本精神科病院	櫻木章司	国会議員関係 政治団体の区分	会計責任者の 氏名		
		国会議員関係 政治団体の区分	公職の種類	新	異動の内容
田岡雅世	山本啓司	参議院議員			
川端正義	大西 聡	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	旧		
令和七年	四月一日	令和七年 六月十八日	異動年月日		

八木ともこ後援会	徳島県政治連盟
八木知子	
代表者の氏名	氏名
八木知子	
井坂朋美	
令和七年七月七日	六月二十四日

徳島県選挙管理委員会告示第六十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定に基づき、徳島県知事選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定め、令和七年八月一日から施行し、平成二十三年七月徳島県選挙管理委員会告示第九十号（参議院徳島県選挙区選出議員選挙又は徳島県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件）は、令和七年七月三十一日限り、廃止する。

令和七年八月一日

徳島県選挙管理委員会

委員長 岩 丸 正 史

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称		当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	
四国放送株式会社	三	テレビジョン放送	ラジオ放送 一
	○		

備考 各選挙において候補者がラジオ放送による政見放送を行うことができる基幹放送

事業者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 令和七年八月一日以降に期日を告示される徳島県知事選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び次号の選挙の次に執行される徳島県知事選挙にあつては、株式会社エフエム徳島

二 前号の選挙の次に執行される徳島県知事選挙にあつては、四国放送株式会社

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月1日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
田中 庄司

第40条第2項中「政見放送等実施規程」を「テレビジョン放送に係る政見放送等実施規程」に、「参議院選挙区選出議員選挙における参議院合同選挙区の担当基幹放送事業者」を「担当基幹放送事業者（次項において「担当基幹放送事業者」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 ラジオ放送に係る担当基幹放送事業者は、徳島県においては次に掲げるとおりとし、高知県においては株式会社高知放送とする。

(1) 令和7年8月1日以降に期日を公示される参議院選挙区選出議員選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び次号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあっては、株式会社エフエム徳島

(2) 前号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあっては、四国放送株式会社

別表第3中

「

徳島県	四国放送株式会社	3	1
-----	----------	---	---

」

を

「

徳島県	四国放送株式会社	3	1
	株式会社エフエム徳島		

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 候補者が、徳島県においてラジオ放送による政見放送をすることができる基幹放送事業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 令和7年8月1日以降に期日を公示される参議院選挙区選出議員選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び(2)に掲げる選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあっては、株式会社エフエム徳島

(2) (1)に掲げる選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあっては、四国放送株式会社

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則のように定める。

令和七年八月一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六―六）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び在上海日本国総領事館」を「、在上海日本国総領事館及び在香港日本国総領事館」に改める。

附 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

徳島県人事委員会告示第二号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定したので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第三項の規定により公示する。

令和七年八月一日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

昇任候補者名簿の名称		確定年月日		昇任試験の名称 及び施行年月日		昇任候補者名簿に記載 されている昇任候補者数	
徳島県警察官昇任候補者名簿		令和七年七月二十四日		警部補昇任試験 令和七年五月二十二日及び 七月一日	一般	二十五名	一般
				巡査部長昇任試験 令和七年五月二十一日及び 六月三十日	専門	六名	専門
					一般	三十三名	一般
					専門	五名	専門

徳島県人事委員会告示第三号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和七年七月二十四日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

令和七年八月一日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

昇任候補者名簿の名称		昇任試験の名称 及び施行年月日	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿		警部補昇任試験 令和六年六月五日及び 七月九日	令和六年七月二十四日
		巡査部長昇任試験 令和六年六月四日及び 七月八日	令和六年七月二十四日